

## 第2号様式

鹿児島県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の制定について（概要）

（令和4年6月8日 鹿サ対第23号ほか）

本通達は、「鹿児島県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱」を制定し、サイバー空間の脅威に対して警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することを目的とするものである。

本通達の主な内容は

- 本要綱の目的、任務、構成及び運営、幹事会の設置
- プロジェクト等の設置、任務、運営

等である。